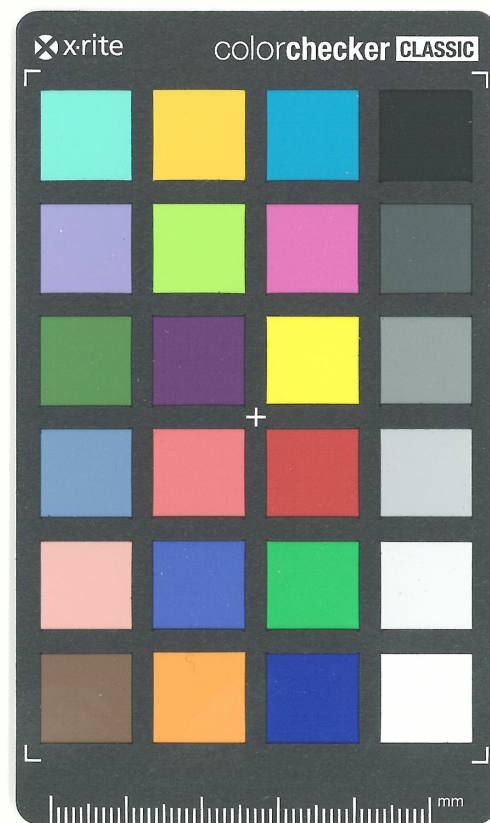
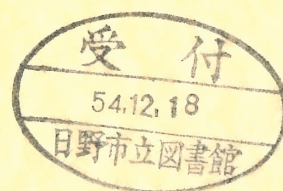


昭和五十四年
第一回臨時会
(八月十八日開会
八月十八日閉会)

日野市議会議録

(第十六号)

日野市議会



昭和五十四年
第一回臨時会

日野市議会議録目次

○八月十八日 土曜日（第一日）

出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	2
議事日程	2
開会	5
会議録署名議員	5
会期の決定	5
（議案上程）	
議案第五五号	5
閉会	16
日野市衛生処理場粗大ごみ処理施設建設工事請負契約の締結について	

八月十八日

土曜日

(第一日)

昭和五十四年
第一回臨時会

日野市議会議録

第十六号

八月十八日 土曜日

(第一日)

出席議員

(二十九名)

二番

市川

芳太郎

君

三番

秦

正一

君

四番

飯山

茂

君

五番

川嶋

博

君

六番

中山

基昭

君

七番

大柄

保

君

八番

田中

鯛一

君

九番

藤林

理一郎

君

十番

谷

長一

君

十一番

名古屋

史郎

君

十二番

本間

久

君

十三番

鈴木

美奈子

君

十四番

橘

祐子

君

十五番

板垣

正男

君

十六番

奥住

芳雄

君

欠席議員

(一名)

一番

黒川

重憲

君

十七番

石坂

勝雄

君

十八番

滝瀬

敏朗

君

十九番

林

重義

君

二十番

市川

資信

君

二十一番

島村

孝志

君

二十二番

大越

久雄

君

二十三番

一ノ瀬

隆俊

君

二十四番

竹ノ上

武俊

君

二十五番

米沢

照男

君

二十六番

杉山

寅三郎

君

二十七番

高橋

通夫

君

二十八番

佐々木

昭雄

君

二十九番

正国

務

君

三十番

三浦

重春

君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男
助役	野呂章君
収入役	成井正夫君
企画財政部長	前川恒雄君
総務部長	加藤一郎君
市民部長	田倉高光君
生活環境部長	生野清君

建設部長	森久保三次君
都市整備部長	伊藤正吉君
福祉部長	赤松行雄君
水道部長	中村亮助君
病院事務長	加藤一男君
教育長	倉又秀作君
清掃課長	大崎茂男君

会議に出席した議会議務局職員の職氏名

局長	松村清栄君
次長	朝倉敏夫君
書記	鈴木晴彦君
書記	五十嵐隆君
書記	荒井一雄君

書記	平川雅弘君
書記	谷野省三君
書記	川上輝子君
書記	安原清美君

議事日程

昭和五十四年八月十八日(土)
午前十時開会

一 会議録署名議員の指名

二 会期の決定

三 議案第五号

日野市衛生処理場粗大ごみ処理施設建設工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

日程第一から第三まで

午前十時十三分開会

○議長（秦 正一君）

これより昭和五十四年第一回日野市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十九名であります。

次に日程第一、会議録署名議員の指名の件については、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 正一君）

御異議ないものと認め、

二十番 市川 資 信 君

二十一番 島 村 孝 志 君

を指名いたします。

次に日程第二、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（本間 久君）

それでは報告いた

します。今回の臨時会ですけれども、お手元に配付されておりますように、その日程表をごらんとおりでございます。きょうは、日野市衛生処理場粗大ごみ処理施設建設工事請負契約の締結について、ということの一点のみですので、会期につきましては、本日一日ということで決定されておりますので、御了解願いたいと思います。以上です。

○議長（秦 正一君）

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 正一君）

御異議ないものと認めます。よ

って会期は、本日一日と決定いたしました。

これより議案第五五号、日野市衛生処理場粗大ごみ処理施設建設工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）

提案の説明に先立ちまして、

議員の皆さんの日常活動のことにつきまして、深く感謝と敬意を申し上げる次第であります。

本日は臨時議会を開かせていただきました。ただいまより提案理由の説明を申し上げて、御審議をいただきます。よろしくお願い申し上げます。

議案第五五号、本議案は、日野市衛生処理場粗大ごみ処理施設建設工事請負契約を締結するもので、地方自治法第九十六条第一項第五号の規定及び「議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」第二条の規定により、提案をするものであります。入札の結果、落札者がいないため最低価格者と交渉したところ、川崎重工業株式会社から三億二千五百万円の見積りを得ました。

なお、詳細につきましては担当部長に説明いたさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（秦 正一君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（加藤 一郎君） それでは御説明申し上げますが、説明の前に印刷のミスがございますので、訂正をひとつお願いしたいと思います。お手元の資料でございますが、処理場粗大ごみ処理施設建設工事の概要の中で、一の構造、規模でございます。この中で建築面積と床面積、延べ面積、この数字が違いがございますので、御訂正をいただきたいと思っております。最初に建築面積でございますが、四百三十五・一八平米、御訂正いただきたいと思っております。それから床面積、一階でございますが、四百三十五・一八平米、それから二階につきましては、百七十九・八六平米でございます。それから延べ面積でございますが、六百十五・〇四平米、このように大変恐縮でございますが、御訂正いただきたいと思っております。

それでは御説明申し上げます。この施設は、粗大ごみ及び危険ごみの全量を効率的に破碎あるいは分別し、最終処分地の長期利用化と、有価物の資源再利用を図るため建設するものでございます。国庫補助二分の一が決定いたしました。早急に契約あるいは着工が迫られましたので、ここにお願するものでございます。

焼却処分する可燃性ごみと鉄類との有価物を取り除いた埋め立て処分量は、従来の十分の一くらいになることが推計されております。それから選別機でございますけれども、可燃物ごみ類、それから不燃物ごみ類、プラスチック類、鉄類、アルミニウムの五種類に自動的に分別されるという内容でございます。以下、電気設備工事、給排水衛生工事、あるいは外構工事につきましては、概要の中で書いてございますので、省略させていただきます。

業者の指名につきましては、七月の二十五日開催の指名業者選定委員会で六社を選定し、八月七日、六社により入札を執行いたしましたところ、別添調書のとおり、二回の入札で五社が辞退したため、入札意思のある川崎重工工業株式会社と随意交渉したところ、一回目の見積もりが予定価格内でありましたので、決定したものであります。以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（秦 正一君） これより質疑に入ります。飯山 茂君。

○四番（飯山 茂君） いま部長からちょっと説明があったんですが、第一回目の入札ということで、この川崎重工と下の栗本鉄工との間が四百万しかない、差が。なお、四百万ならば企業であれば当然やらなければ、仕事を受け取るという意思があつて必要だろうと思うんですが、第二回目になって辞退

工事の概要につきましては、別添の資料がございますが、主なものをお説明いたしますと、まず建設位置でございますが、処理場内に、前に三十トンの炉がございましたが、これを取り壊しまして、その跡に建設をするということでございます。敷地面積は千五百平米でございます。建て屋の構造、規模でございますけれども、鉄筋コンクリートづくり、一部鉄骨、ALC仕上げ、二階建てでございます。ALCこれは鉄骨の骨組みにコンクリートのパネルをはめ込んだ構造でございます。それから一、二階の床面積は六百十五・一四平米でございます。

施設の内容といたしましては、一階に受け入れ供給施設外六施設を、それから二階にクレーン操作施設外四施設が設けられます。さらに三の機械設備工事といたしましては、受け入れ供給設備工事外七工事が行われますが、この中で、特に御説明申し上げますのは、破碎機でございます。一日当たり五時間稼働で五十トンの処理能力がございます。破碎後の処理物でございますが、金属類では九センチ以下の、いわゆるにぎりこぶし大程度以下に破碎される。それから木築類でございますが、十五センチ程度の長さには破碎される。それから瓦れき類でございますが、二センチ角以下、それからプラスチック類におきましては、十五センチ程度以下、このように破碎能力がございます。それから破碎後の容積は、およそ粗大ごみ、不燃ごみを合わせて、五分の一から六分の一に減少いたします。さらに、

をされた、こういうお話ですが、いま、盛んに新聞紙上で騒がれている世間の談合の問題とか、こういう問題が騒がれておりますが、この数字がどうも私は気に入らないんですけれども、三回目に川重が取った数字が約一千万、第一回目のときには四百万であった、この辺の数字がちょっとわからないので、お聞かせいただければ幸せだと思っております。お願いいたします。

○議長（秦 正一君） 総務部長。

○総務部長（加藤 一郎君） ちょっと御質問の趣旨、私も理解ができないところがあるんですけれども、第一回目という数字のことでわからないんですけれども、ここに調書がございますけれども、第一回目では三億三千万円でございます。それから二回目は、ここに掲げておるように三億三千万円、ここでほかの業者の方が辞退してしまった、入札の中で辞退というところで、されてしまったということでございまして、これの理由につきましては、私の方としてもはっきりしたことは言えませんが、金額がこれではとてもついていけない、というところからほかの業者の方が辞退してしまったというふうに、これは推測でございますけれども、そのように考えざるを得ないということでございます。お答えになっているか、ちょっと……。

○議長（秦 正一君） 飯山 茂君。

○四番（飯山 茂君） あのですね、部長、今言ってい

るのは、第一回が四百万しか差がないですね。わかりますか。

(「はい」と呼ぶ者あり) 四百万ならば、三億何がしの大きな工事をやるならば、四百万ぐらいだったら当然私もやりたいと、こういうふうに出てくると思うんですよ。それがいままでの中では辞退という、五年何がし私も議員をやっておりますけれども、辞退というのはほとんどのつてなかったんですね。今回に限って辞退という……。だから五社が全部辞退をされて、あとは川重さんでおやりなさいよと、こうおっしゃっているのか、ということなんです。それから繰り返しますけれども、第一回目のときに四百万というのは、三億何がしの仕事をするのに四百万くらいの差で、じゃあ、もう一回ひとつ競争させてくれないか、というのが、やはり意思のある業者だと思わうんですね。その辺が何で四百万の差でしかないのに辞退をされたのか。いま部長がおっしゃるのに、これは業者の関係ですからわかりません、というのは、確かにそう言われればそれまでですけれども、その辺のいきさつがどうですか、ということをお聞きしたかったです。わかりですか。そういうことなんです。それでも結果的には一千万の差ですけれども、なぜ第一回目のときに四百万の差しかないのに、二回目に五社の業者が――五社の業者でも、たとえば三菱重工のようにこれはちょっと差があり過ぎますよね。これは別として、ほかの、いまの栗本鉄工の場合は四百万しかないんですね。私だって、たとえば四百

ども、こういう状況になってきたということは事実でございます。それ以上のお答えは、ちょっといまのところできないわけでございます。(「了解」と呼ぶ者あり)

○議長(秦 正一君)

中山基昭君。

○六番(中山基昭君)

私はこの内容から、予算財政の効率的な運営という面から、一つお聞きしたいわけですが、落札予定価格の設定、こういうものについては、十分検討されて努力されたというふうに理解するわけですが、ただ当初予算との比較、こういうような関連でいきますと、当初、三億五千五百万でしたか、こういうふうな予算計上があったと思えます。したがって、この落札予定価格と当初予算との差ですね。言ってみればこれだけじゃないんですけれども、三億か四億等の工事になりますと、大体一〇%前後の差が出るというふうに思います。そういう点ではこれでもこの三千万なら三千万を当初予算を的確に組むことによって、ほかの市民生活、こういうものに活用ができるんじゃないかというふうに思いますので、当初の計画等を的確に確立できないかどうか。さらには、こういう工事等の中でどの程度の差異、当初との違いがあつてもいいというふうな考えを持っているか、この点をお聞きしたいと思えます。

○議長(秦 正一君)

答弁願います。総務部長。

○総務部長(加藤一郎君)

予算的にはこれは三億五千

万の差でしかなかったら、じゃあ、もう一回ひとつやって、四百万削って、相手も削ってくるでしょうけれども、うちの会社もぜひこの仕事を取りたいと、やらせていただきたいという熱意を持っていると思うんですね。それがどうも四百万の差でしかないのに辞退をされた、というのは何のことでしかとお聞きしたかった。ところが、いま部長のお話だと、「いや、それは私どもの関知するところではございませんけれども」と、確かにそうであろうけれども、いまの社会の中で盛んに言われておられる談合という――これは企業の中から、なかなか談合なんてわかりませんけれども、ただ、いまそう言われているのがあるからどうなんですか、ということをお聞きしたわけですから、そういうことです。わかりましたか。

○議長(秦 正一君)

総務部長。

○総務部長(加藤一郎君)

先ほどの答えと重複になつてしまふかもしれないんですが、この件につきましては、やはり業者間の問題でございます、私の方でこれの内容の説明といえますか、こうだからこうなっている、という明確な説明が、お答えができないというのが現状でございます。確かにおっしゃる通りに、四百万の差ということからおかしいじゃないかという、どうしてしないのかということをおっしゃれば、確かにそのとおりでございますけれども、現実にはこういうような、恐らくこういうようなことは初めてではないかと思えますけれ

五百万でございます。今回の見積もりで三億二千五百万円ですから、三千万円ほど一応予算よりは低くできたということでございます。それから当初の計画でございますけれども、特にこういうたぐみ施設という関係におきましては、市の中に専門のつきましたは、いわゆる業者の設計、責任施工というふうなことで行っているわけでございます、そういう中からこの予算が以内というところで進めておりますので、そういう中でとにかくやってほしい、こちらはこういう仕様でやってほしい、ということから進めておりますので、一般的な建設工事等と若干違う点があるかと存じております。したがって計画といいますと、一般的なことにつきましては、それぞれのあれで行っているわけですが、この件につきましては、そういう形で行っておりますので、特殊な一つのあれになるかと思えます。以上です。

○議長(秦 正一君)

次に石坂勝雄君。

○十七番(石坂勝雄君)

単純な質問なんですけれども、

こういう粗大ごみのような建設工事というのは、日野でも度々あるわけではないと思うんですが、こういう場合は、登録業者というのは、指名入札に加わった日本鋼管から栗本鉄工ですか、この六社だったのか。もっと登録業者というのは多かったのか。その辺が一点。

それからいまだ一点は、契約の相手方に取締役、自分の不勉強かもしれません、一応こういう相手方——会社を代表してくれば、別に社長でなくても副社長でも構わないんだが、あえて取締役副社長としてあるのは、わかれば社長がどなたか、その辺のところをお聞かせ願いたい。二点です、とりあえず。

○議長（秦 正一君） 総務部長。

○総務部長（加藤一郎君） 最初の登録者、この種の登録業者数でございますけれども、私の方で登録をされているのが、十二社ございます。

それから、ここに副社長ということでございますけれども、市の方といたしましては、これが代表権が、東京本社というところで、この本社の代表者ということでございますれば、社長でなくてもこの契約の行為ができるというふうに思っておりますので、この契約の行為がございまして、

○議長（秦 正一君） 総務部長、社長がわかれば教えてください。それでは調べて、後ほど報告いたします。

○総務部長（加藤一郎君）

○議長（秦 正一君） 石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君） 次に、そうしますと、さっきちょっと飯山議員も指摘されていたような問題、これは非常にそういうことはむずかしい問題だと思っております、その辺のことは

委員会の長である助役に聞きますが、こうした誠意のないというふうに見えるんですけれども、そういう業者を、今後こうした工事があるときに、再び指名に参加させるかどうか、そういう点について。

それからなお、この破砕機がどのような物理的方法で破砕されるのか、そうした概要、そうしたまた破砕機には特殊なメーカーとかそういうのがあるかどうか、そういう点について御説明願いたいと思います。

○議長（秦 正一君） 一点目は、総務部長の方から答弁してください。

○総務部長（加藤一郎君） こういう例があるか、というところでございますが、私の知ってる範囲におきましては、こういう例はございません。ただ、こういう議決ものでない場合、こういうことは、中にはないございませんでした。

○議長（秦 正一君） 二点目、助役。

○助役（野呂 章君） お答えいたします。ただいまの

御質問は、辞退したそのことが、いわば本来ならば二回、三回というふうなぐあいに入札すべきだろうが、そういう状況になったときについては、誠意がないと認めて、今後はどう扱うのか、とこういうふうな御質問、御趣旨であったかと思っております。

そこで私どもといたしましては、入札参加につきまして指名いたしました。その結果、第一回につきまして参加し、入札し

私も言及しないで、このあれですか、こういう構造、施設、機械設備、いろんなずつといて、こういう付帯的な外構工事から出て設備工事であるんですが、こういうのは分離発注なり、それから何というんですか、機械がたとえば幾らぐらいで、そういう外構的な工事が幾らで、そういうような分類は、ここまできても、もう業者は決まってるんだから、こういう議会のところで発表できるのか、できないのか、その辺をひとつお願いしたいと思っております。

○議長（秦 正一君） 分離発注の件、総務部長。

○総務部長（加藤一郎君） 分離発注でございますけれども、これにつきましては、先ほどちょっと申し上げましたが、一つの特殊な工事でございます。こういうことでございますので、特にその分離発注ということが、一連の一つの流れもございまして、できにくい、ということが実情でございます。（「よろしいです」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 正一君） 高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君） 飯山議員の質問に関連があるわけですが、いままで二回目で競争入札を辞退した例があるかどうか、それが一点と、それから最後まで入札して、初めて指名参加をした意義があると思うんですが、二回目あたりで入札を放棄したというか、そういうのは、一面これは入札すべき義務を怠った、というふうにも思われるんですが、この指名

たわけでございます。結果といたしましては、落札しなかった。そこで、それは予定価格がございすものから、そこに達しなかった。けれども、二回目というふうな形で再度入札を呼びかけた。ところが実際的には、辞退者がいた。これは落札することによって、それが一回で終わるか、四回で終わるか、というふうになるわけでございますけれども、結果といたしましては、途中において辞退が出たというふうなことでございまして、その辞退内容は、先ほど総務部長がお答えしたようなぐあいに、業者におけるところの自主的な判断である。それがそうでなくて、きわめて別な意味の世評とか、または事実があるということであれば、それは誠意がなかったというふうな形で、これは考えなきゃなりませんけれども、この経過を私も聞きますと、やはり自主的な判断において辞退をした、とかようなことでございますから、これはやはりその過程におけるところの結果である、とこのように判断をいたします。

なお、今後の問題につきましては、その企業が汚職等というふうな別な観点からあった場合については、これはもう入札参加指名をすることはできませんけれども、それ以外、それが最も妥当な形で運営され、かつまた指名参加につきましても、適切な行為であるならば、それは今後とも続けてまいりたい、とかように考えております。

○議長（秦 正一君） 三点目、生活環境部長。

○生活環境部長（生野 清君） 方法の概要について御説明申し上げます。

簡単に申しまして、いわゆる粗大ごみを破砕する場合には、押しつぶして破砕するのと、たたいて破砕するのと、大体大きく分けて二分類できると思います。この施設は、たたいて破砕する方式のものでございます。たたいて破砕する方式につきましては、これは鉾山、いわゆる山で鉾石を採掘して、それをたたいて中から鉾石を分離、取り出す方法、それを基礎にした鉾業方法でございます。当施設も全くそれと同じような施設の流れによりまして、たたいて壊したものを分離機にかけて、先ほど総務部長が説明しましたとおり、五つの種類に分離して、そして各ホッパーへ送り出し、そこから積み出す、そういう形になっておるものでございます。以上です。

○議長（秦 正一君） 高橋通夫君、よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）総務部長、さっきのわかりましたか。（「はい」と呼ぶ者あり）総務部長。

○総務部長（加藤 一郎君） 先ほどの社長でございますけれども、梅田善司、善という字に「つかさどる」という名前前でございます。

○議長（秦 正一君） 三浦重春君。

○三十番（三浦重春君） この工法等につきましては、説明を受けたわけでございますが、この工事がきわめて特殊な

ような理由もありますので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長（秦 正一君） 三浦重春君。

○三十番（三浦重春君） では最終で聞きますが、これは特許はないと見ていいわけですね。確認します。

○議長（秦 正一君） 生活環境部長。

○生活環境部長（生野 清君） ただいまも申し上げましたとおり、関連会社の中に特許部分があるかないか調べてないので、この点につきましては断言いたしかねると思ひます。

○議長（秦 正一君） 三浦重春君。

○三十番（三浦重春君） その答えではなくして、この工事に特許が一つもない、ということを書いていただければ結構なんです。あればあると言ってもらいたいんです。どこの部分にある、というふうに言っていたかと思ひます。

○議長（秦 正一君） 生活環境部長。

○生活環境部長（生野 清君） ただいまのところではないと思ひます。

○議長（秦 正一君） 三浦重春君。

○三十番（三浦重春君） ただいまのところでないということは、業者の選定よりも、機種を選び出し、あるいはどういうふうにするかわかりませんが、決定するについて相当綿密な調査をしていると思うんです。その範囲の中に全然特許がない、というふうなことで解してよろしうございますか。

工事であるというところから、この工事の内容について特許等があるのではないかと思うわけですが、特許がある部分を幾つかある場合には言っていたかと思ひます。

○議長（秦 正一君） 生活環境部長。

○生活環境部長（生野 清君） お答えいたします。落札しました川崎重工の部分については、特許の部分はございません。

○議長（秦 正一君） 三浦重春君。

○三十番（三浦重春君） 川崎重工になくとも、川崎重工の関連の、たとえば息のかかるところにのみ特許があつて、あとはない、というようなことでは、やはり余り仕事の選定上よろしくない、ということを考えられるので、その点いかがですか。

○議長（秦 正一君） 生活環境部長。

○生活環境部長（生野 清君） いわゆる関連会社まで調べるという作業はいたしておりますが、先ほどの説明で申し上げましたとおり、この破砕機のいわゆる基本的な線は、鉾山技術からきている部分が圧倒的に多いので、その部分ですでに特許からはずれているものが多い現状にあります。

指名競争入札にしたという理由も、この前市川議員さんからその件で質問を受けましたけれども、やはり技術的な問題として、余り特殊性がないという意味があるので、競争入札にした

○議長（秦 正一君） 生活環境部長。

○生活環境部長（生野 清君） おっしゃるとおり、ただいままでの作業の中にはない、ということでございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 正一君） 竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君） 第一点目の質問としては、やはり入札のあり方の問題なんですけれども、この点については、飯山議員が質問されました、答弁がありました。しかし、私もなかなか納得はしないんですけれども、それ以上の質問は、今回はしないようにしたいと思っております。しかし、感想として、どうも最初から川崎重工工業にもう決まっていることが既定の事実で、何か形式的に入札したんじゃないかと、素人考えでそういう想像がわくのは仕方ないんじゃないか、とこういう感想を持っているわけです。今後、いろいろ調査研究させてもらって、納得いくようにしていきたい、とこの点は思っております。答弁は必要ございません。

第二点は、結局ほかの企業が辞退したので、川崎重工工業だけが請負うという形になってきた、ということになるわけです。そういう場合に、この工事をやるのは、競争者がなくて、一社だけだから工事が自然と安易になっていってしまうのではないか、という気もするわけです。そういうことはないかどうか、答弁していただきたいと思ひます。

この第二点に関連して、今度のこの処理施設の何といいますが、セッというものは、特別に独創的なものなのか、すでにほかの市などでそういう設計に基づいて試され済みのものなのか、その点について答えてもらいたいと思います。

それから川崎重工業の機械は、たいていつぶす方式だということでしたが、川崎重工業以外のこの一、二、四、五、六という指名業者の場合は、たたく方なのか、押える方なのか、押しつぶす方なのか、その辺がわかっていけば説明をしてもいいと思います。

それから第三点目としては、この衛生処理場の機械については、私も素人でなかなかわかりにくいんですけども、必要ならばどんな予算をかけて、お金を使わなければいけないと思います。しかし、まあ、修理とか部品の取りかえとか、そういうことに大分いままでもお金を使っているように感じますので、今回の機械については、どのくらい修理とかそういうものに今後かかるのか、かからないのか、その辺の見通しなどについて、ひとつお聞かせを願いたいと思います。

それから第三点目の中で、もう一つは公害の関係ですけども、騒音とか振動とか粉じんとか、そういうのが回りの住民に与える影響はあるかどうか、ないかどうか、その点についても答えてもらいたいと思います。

それからもう一点は、職場の環境ですけども、たいてい

ぶすということですので、安全性とかそれから職場環境で、粉じんとか高温を発生するとか、何かそういうことについては、十分配慮されているかどうか、あるいは人身事故が起らないように安全な機械になっているかどうか、その辺についてわかれば答弁してもらいたいと思います。以上お願いします。

○議長（秦 正一君）

生活環境部長。

○生活環境部長（生野 清君）

一点目の入札の内容に

関する件につきましては、差し控えますけれども、二点目に、仕事安易に流れないかという御質問でございましたが、この点につきましては、責任施工という形をとっておりますので、その御心配はないと思います。

それから三点目の独創的部分があるかという御質問でございますが、いままで在来は四分別、いわゆる四種類に分けるといいうのは在来ありますけれども、うちのは一分別、アルミの部分が多いところが独創というほどではございませんけれども、特徴があるかと思えます。

それから三点目の経費ですが、経費のことにつきましては、トン当たり、いわゆるランニングコストを一応調べてありますが、ここに応札した各社の平均で、大体トン当たり初年度で七百四十三円です。川崎重工の場合ですと五百八十五円、それから二年目で、消耗品等を加えた場合で七百二十一円、各社平均八百四十六円、というような数字が現在までのところわかつて

○二十四番（竹ノ上武俊君）

一点だけ再質問しますけ

れども、今度の機械は、アルミの分別の点だけが独創的といえは独創的ということなんですけれども、ほかの市などでも、この川崎重工業が、すでに似たような設計といえますか、こういうものとしたところがあるのかどうか、という点についてはどうかということですね。それからアルミについては、初めてということなんですけれども、その辺については、特にごみ処理場は非常に重要な問題であって、こういう点はぜひ日野市で初めてそういう機械にやらせてもらいたい、と市の方が頼んだのか、業者の方からそういう点を強く主張しているのか、その辺についてもわかれば教えてもらいたいというふうに思います。

それから、トン当たりのコストについて、川崎重工業は二年目が七百二十一円ですか、ほかは八百四十六円、平均が、ということなんですけれども、これは入札以前に各企業のコストというののわかっていたかどうか、その辺について教えてもらいたいと思います。以上です。

五番目の職場安全性の問題でございますが、議員さんの中に

も、ごみ特別委員会などで何か所かのごみ施設を見学なさっておわかりだと思えますけれども、非常にコンパクトに格納されちゃっておりますので、危険な部分が露出してございませんで、安全性あるいは職場環境については、十分保証できると思っております。以上でございます。

○議長（秦 正一君）

清掃課長。

○清掃課長（大崎茂男君）

御質問の中で、たたく破砕

の方式だということで、ほかの会社もそういうようなものかというようなことがあったわけでございますけれども、私どもの方は、押しつぶすとか、たたくというような方法の中では、たたくというを一応メリットをとりまして、この指名業者は、全部たたいて壊すという回転式の破砕機でございます。

○議長（秦 正一君）

竹ノ上武俊君。

○議長（秦 正一君）

生活環境部長。

○生活環境部長（生野 清君）

アルミの件でございま

すが、これは業者の方からやらせてくれということではなくて、市の方の計画として、いわゆる破砕機の能力として決めたというでございます。

それから、そのランニングコストの問題でございますけれど

も、これは一応応札者は自分のところの設計に従った書類を提出しますので、それによってわかったということでございます。

〔「事前にわかったということですね」と呼ぶ者あり〕はい。

○議長（秦 正一君） 竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君） 先ほどの質問したうち、今後修理とかそういう取りかえとか、そういう点については特段回答はなかったけれども、これは当然そうしょっちゅう起こらないという見通しでやっていらっしゃるのは間違いないと思うんですけれども、その辺について御答弁いただきたいのと、要望としても、今後出費がかさまないような最初から工事をしてもらいたいと思っておりますので、その点についてだけ答弁願います。

○議長（秦 正一君） 生活環境部長。

○生活環境部長（生野 清君） 先ほどお伝えいたしましたランニングコストの中で、初年度が五百八十五円、次年度が七百二十一円ですね。つまり、この差額のみだけが維持管理、修理等を見込んだ数字、というふうに御理解いただければよろしいかと思います。

○議長（秦 正一君） ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 正一君） 御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 正一君） 御異議ないものと認めます。よって議案第五五号、日野市衛生処理場粗大ごみ処理施設建設工事請負契約の締結の件は、原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって昭和五十四年第一回日野市議会臨時会を閉会いたします。

午前十時五十八分閉会

右、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証し、ここに署名する。

昭和五十四年八月 日

日野市議会議長 秦 正 一

署 名 議員 市 川 資 信

署 名 議員 島 村 孝 志

も、これは一応応札者は自分のところの設計に従った書類を提出して下さる、と申し渡さるゝので、

異議ありませんか。

日野市立図書館

281-7354



13 08 728